

## 再生可能エネルギー発電設備の低圧架空電線路への 系統連系に伴う kW 工事費単価の設定についてのお知らせ

平素は弊社事業に対し格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

再生可能エネルギー発電設備の低圧架空電線路への系統連系における工事費負担金につきましては、迅速なご請求や精算処理等に伴うお客さまのご負担軽減を目的として、下記のとおり工事規模に応じた発電出力（kW）単位での工事費単価を設定し、工事費負担金を申し受けることといたしました。

つきましては、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. kW 工事費単価の概要

- ・連系に伴い工事が発生する場合には、工事規模に応じた下表 kW 工事費単価をもとに算定した工事費を申し受けます。
- ・連系に伴い計量器を取付る場合は、受電用計量器工事費は別途申し受けます。

#### 【再生可能エネルギー発電設備の kW 工事費単価】

工事規模	kW 工事費単価
低圧引込線以下工事	900 円×新增設発電出力 kW+ 22,800 円
低圧本線以下工事	2,200 円×新增設発電出力 kW+ 52,000 円
変圧器以下工事（低圧本線工事無し）	2,900 円×新增設発電出力 kW+142,100 円
変圧器以下工事（低圧本線工事有り）	4,200 円×新增設発電出力 kW+171,300 円

（注 1） 以下の場合、従来どおり個別積算にもとづく算定方法により工事費を算定いたします。

- ・工事規模が高圧本線以上の大規模な工事となる場合
- ・地中化工事等、単価に記載のない工事があった場合
- ・計量器の取付や引込線の接続等小規模な工事のみとなる場合

（注 2） 発電出力は小数点第一位を切り捨てた値とします。

（注 3） 上記単価は消費税等相当額を含みます。消費税相当額は各単価に 8/108 を乗じたものといたします。

（注 4） 今後、消費税および地方消費税の税率変更があった場合についても、同様に単価へ反映させていただく予定です。

（注 5） 「低圧本線以下工事」及び「変圧器以下工事」に「低圧引込線工事」が含まれております。

#### 【工事費負担金計算例（受電用計量器工事費は別途申し受けます）】

例 1） 発電出力 30 kW のお申込みで変圧器＋低圧本線＋低圧引込の工事が必要な場合

4,200 円×新增設発電出力 30 kW+171,300 円=297,300 円

例 2） 発電出力 5 kW のお申込みで低圧引込工事のみ必要な場合

900 円×新增設発電出力 5 kW+22,800 円=27,300 円

#### 2. 適用日

平成 29 年 12 月 1 日（金）申込分より適用いたします。